

町の家計簿お知らせします

～令和3年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税、国からの地方交付税や国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちについて、町では年2回広報紙等を通じてお知らせしています。

今回は、令和3年度の上半期（4月～9月）の財政状況をお知らせします。

図 企画課 2218

一般会計執行状況 予算総額 133億504万円

今年度の一般会計当初予算は、124億4,194万円（繰越分含む）でしたが、その後5回の補正（+8億6,310万円）により、133億504万円となっています。

歳入の状況を見ますと、予算現額の49.33%にあたる65億6,316万円が収入済みです。歳出では、予算現額の41.40%にあたる55億871万円が支出済みです。

歳入 (単位:万円)

収入済み 予算現額

歳入科目	予算現額	収入済み	執行率(%)
町 税	546,148	329,489	60.3%
地方消費税交付金	95,000	52,540	55.3%
地方交付税	110,420	72,807	65.9%
国・県支出金	305,904	79,718	26.1%
繰越金	55,035	55,035	100.0%
町 債	135,847	0	0.0%
その他	82,150	66,727	81.2%
合 計	1,330,504	656,316	49.3%

町税などの負担状況

令和3年10月1日現在の人口（45,039人）と世帯（19,063世帯）をもとに、令和3年度上半期の町税にかかる収入済みと一般会計の支出済みの数値を1人あたりと世帯あたりで見ると、下記のとおりとなります。

◎負担した額

1人あたり 73,156円
1世帯あたり 172,842円

歳出 (単位:万円)

支出済み 予算現額

歳出科目	予算現額	支出済み	執行率(%)
議会費	15,038	8,718	58.0%
総務費	209,689	71,203	34.0%
民生費	538,576	219,523	40.8%
衛生費	142,767	57,703	40.4%
農林水産業費	9,152	3,310	36.2%
商工費	19,716	12,279	62.3%
土木費	82,427	42,654	51.7%
消防費	62,368	30,119	48.3%
教育費	128,440	51,851	40.4%
公債費	119,621	53,511	44.7%
その他	2,710	0	0.0%
合 計	1,330,504	550,871	41.4%

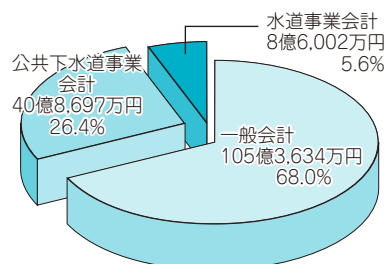
◎使われた額

1人あたり 122,310円
1世帯あたり 288,974円

地方債現在高の状況

地方債の現在高、一般会計における地方債現在高の内訳は次のとおりです。

地方債現在高の状況



総額 154億8,333万円

地方債…地方公共団体が資金調達のために負担する借入のこと。町においては町債ともいう。

用語の解説

議会費…議会運営にかかる経費です。

総務費…人事、財政、戸籍、町税の賦課徴収、統計や交通安全などにかかる経費です。

民生費…子育て支援、高齢者・障がい者福祉などの充実にかかる経費です。

衛生費…ごみの収集や処分、健康増進や予防などにかかる経費です。

農林水産業費…農業の振興や農業用水路の整備・管理などにかかる経費です。

商工費…商工業振興や観光振興などにかかる経費です。

土木費…道路、公園、町営住宅の整備や維持管理などにかかる経費です。

消防費…消防・救急活動や災害対策などにかかる経費です。

教育費…学校施設の管理、生涯学習、文化財保護など教育行政にかかる経費です。

公債費…町債の返済金です。

その他…災害など緊急時に対応するために使われる予備費などです。

各種無料相談

日…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ

弁護士による法律相談 ※要事前予約

契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟などの手続きの相談に応じます。
 日 ①10日(金)13時～15時30分
 ②24日(金)13時30分～16時30分
 定 ①5名②6名(いずれも先着順)
 ※予約は各相談日の2週間前から受付開始
 受・問 住民相談室 2213

司法書士による法律相談 ※要事前予約

相続に関する登記、遺言に基づく不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見開始申立書作成など手続きの相談に応じます。
 日 16日(木)13時～15時
 定 4名(先着順、8日(木)まで受付)
 受・問 住民相談室 2213

行政書士相談

会社設立、農地転用、各種許可、申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成などの手続きの相談に応じます。
 日 15日(木)13時～16時
 受・問 住民相談室 2213

行政相談

行政相談委員が、行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。
 日 21日(木)10時～12時
 受・問 住民相談室 2213

住宅リフォーム相談 ※要事前予約

建築士が、住宅リフォームの相談に応じます。
 受・問 住民相談室 2213

くらしの相談室 ※要事前予約

まちの法律家「行政書士」による遺言・相続・離婚等の相談会です。資料がある場合はお持ちください。
 日 19日(日)9時～12時
 定 3名(先着順)
 受・問 ゆめくる 724-0717

住民無料相談室

相続・遺言・離婚など、身近な問題を埼玉県行政書士会会員に相談できます。具体的な相談は、資料をお持ちください。
 日 令和4年1月16日(日)9時～12時
 ※相談は、一人1時間までです。
 定 6組(先着順)
 受・問 総合センター 722-9111

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷いや困りごとの相談に応じます。
 日 8日(木)・22日(木)9時～12時
 場 ふれあい福祉センター相談室
 問 伊奈町社会福祉協議会
 722-9990

児童相談

※要事前予約

相談員が、子どものしつけや生活の相談に応じます。
 日 17日(金)10時～15時
 受・問 伊奈町子育て支援センター
 728-3482

暮らしの相談

埼玉県から委託された専門の相談支援員が、経済的な困りごとや就職活動支援などの相談に応じます。
 日 10日(金)9時～12時
 場 役場2階第8会議室
 問 福祉課 2126

結婚相談

相談員が、結婚を希望する方の相談に応じます。
 日 15日(木)9時30分～11時30分
 場 ふれあい福祉センター相談室兼点訳室
 問 伊奈町社会福祉協議会
 722-9990

地域包括支援センター土曜日相談

高齢の方の介護・福祉・健康・生活などの相談に応じます。平日の通常相談とあわせてご利用ください。
 日 11日(土)10時～14時
 問 伊奈町地域包括支援センター
 720-5656

女性相談

※予約優先

専門の女性相談員が、DV・離婚問題や生活面の不安なことなど、女性の抱えるさまざまな悩みを一緒に考え、解決する方法を探します。
 日 14日(火)・28日(火)10時～12時、13時～14時
 ※相談は1人50分
 場 伊奈中央会館
 受・問 人権推進課 2241

知的障がい者相談会

町が委嘱している知的障害者相談員が、知的発達障害に関する悩みごとや困りごとの相談に応じます。
 日 16日(木)13時～16時(当日直接受付)
 ※電話相談も受け付けます。
 受・問 福祉課 2122

12月3日～9日は障害者週間です

障害や障がい者に対する理解を深め、障がいのある方もない方もだれもが安心して生き生きと暮らせる社会にしましょう。
 次の障害者生活支援センターでは、障がい者や障がい児の保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助を行っています。
 ・支援センターあけお 771-0576
 ・支援センターあらぐさ 726-5862
 ・支援センター杜の家 778-3531
 ・支援センターわおん 729-1195
 ・支援センターみのり 729-6167
 問 福祉課 2122

障がい者法律相談110番

「知的障がいにつけこまれてお金をだまし取られた」「支援をしている障がい者が相続のことで困っている」などの相談に応じます。
 日 9日(木)10時～16時
 相談専用番号 864-5526
 864-5528
 ※FAXでの相談も可
 問 埼玉弁護士会法律相談センター
 710-5666

暴力団被害相談

※要事前予約

上尾警察署員が、暴力団員等による不当な行為でお困りの方の相談に応じます。
 受・問 生活安全課 2283

12月4日～10日は人権週間です

人権とは一人ひとりが等しく持っている「人」としての権利です。
 町では「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会」の実現のため、さまざまな人権課題の解決に向けて取り組んでいます。
 新型コロナウイルス感染症およびワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別をなくしましょう。
 また、エイズやハンセン病などの感染症に対しても同様です。
 悪意がない言動でも人権侵害につながることもあります。「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみましょう。
 一人で悩まず、気軽にご相談ください。
 ・みんなの人権110番
 0570-003-110
 (8時30分～17時15分、土日祝日除く)
 問 人権推進課 2241

創業相談

開業・独立を検討している方や将来起業・創業をお考えの方の相談に応じます。
 日 8時30分～17時15分(土日祝日除く)
 場 伊奈町商工会館
 問 伊奈町商工会 722-3751

消費生活相談

消費生活相談員が、消費者契約トラブル等の相談に応じます。
 SNSやアプリを使って被害者に近づき連絡先を交換したうえで海外投資・暗号資産(仮想通貨)投資名目で多額の金銭をだまし取る詐欺被害が急増しています。
 おかしいと思ったら局番なし188(いやや)にお電話ください。
 現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基本的に電話での相談となります。
 来庁を希望される場合は、下記にお問い合わせください。
 日 毎週月～木曜日10時～12時、13時～15時(祝日除く)
 相談電話番号(局番なし)188
 問 元気まちづくり課 2234